

研究開発の事業評価書

(事後評価)

令和 2 年 3 月

農林水産省

研究開発の事業評価書（事後評価）

1. 政策評価の対象とした政策	
<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、評価を義務付けられた研究開発事業について、次の研究制度の計1事業を対象として、事後評価を実施した。</p> <p>【研究制度】</p> <ul style="list-style-type: none">・食料生産地域再生のための先端技術展開事業	
2. 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間	
<p>農林水産技術会議において、令和2年2月に実施した。</p>	
3. 政策評価の観点	
<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律、農林水産省政策評価基本計画（参考資料1）、農林水産省における研究開発評価に関する指針（参考資料2）及び研究開発評価実施要領（参考資料3）に基づき、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。</p>	
4. 政策効果の把握の手法及びその結果	
<p>研究制度を担当する農林水産技術会議事務局の課長が、①研究制度の意義、②研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性、③研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性、④研究制度運営方法の妥当性を把握し、評価個票（別添）に取りまとめた。</p>	
5. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
<p>評価に当たっては、農林水産技術会議の専門委員（参考資料4）によって構成される評価専門委員会を開催し、審議を行った。</p> <p>なお、専門委員は外部の学識経験者に加え、農林漁業者及び産業界等の民間の有識者を選任している。</p>	
6. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
<p>本評価には、研究制度の評価個票等（別添）を資料として使用した。</p> <p>なお、資料については、農林水産技術会議ホームページ（http://www.affrc.maff.go.jp/docs/hyouka/menu.htm）や本評価担当窓口である農林水産技術会議事務局研究</p>	

企画課において閲覧可能となっている。

7. 政策評価の結果

事後評価を行った研究制度は、「概ね目的を達成した。」と評価された。

農林水産省政策評価基本計画

平成 27 年 3 月 31 日

農林水産省

目 次

基本理念	1
第1 計画期間	2
第2 政策評価の実施に関する方針	2
1 政策評価の実施に関する基本的な考え方	
2 政策評価の基本的な方式	
第3 政策評価の観点に関する事項	5
第4 政策効果の把握に関する事項	5
1 実績評価における政策効果の把握	
2 総合評価における政策効果の把握	
3 公共事業の事業評価における政策効果の把握	
4 研究開発の事業評価における政策効果の把握	
5 規制の事業評価における政策効果の把握	
6 租税特別措置等の事業評価における政策効果の把握	
第5 政策評価の実施体制に関する事項	8
1 実績評価	
2 総合評価	
3 公共事業の事業評価	
4 研究開発の事業評価	
5 規制の事業評価	
6 租税特別措置等の事業評価	
第6 事前評価の実施に関する事項	15
1 公共事業の事業評価	
2 研究開発の事業評価	
3 規制の事業評価	
4 租税特別措置等の事業評価	
第7 事後評価の実施に関する事項	18
1 実績評価	
2 総合評価	
3 公共事業の事業評価	
4 研究開発の事業評価	
5 規制の事業評価	
6 租税特別措置等の事業評価	
第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	22
第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項	22
第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公表に関する事項	23
第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項	23
1 評価手法の改善等	
2 評価書の作成及び政策評価結果の反映状況の通知	
3 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備	
4 その他の事項	

平成27年 3月31日農林水産大臣決定
平成27年10月 1日一部変更
平成29年 6月 6日一部変更
平成30年 5月11日一部変更

農林水産省政策評価基本計画

基本理念

国の行政機関は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の下で、行政機関の政策について適時に効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を図っている。

農林水産省においては、

- ① 農政分野では、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）により、その政策対象を「農業」から「食料・農業・農村」に拡大し、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という4つの基本理念の下に、
- ② 林政分野では、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）により、その政策対象を木材の生産を主体としたものから森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給・利用の確保」という2つの基本理念の下に、
- ③ 水産行政分野では、水産基本法（平成13年法律第89号）により、その政策対象を「漁業」から水産加工業・水産流通業も含めた水産業全体に拡大し、「水産物の安定供給の確保」、「水産業の健全な発展」という2つの基本理念の下に、

食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画及び水産基本計画を策定し、おおむね5年ごとに見直しを行っている。これまでこれらを踏まえた政策評価体系を構築した上で、具体的な政策目標を掲げ政策の効果を定期的に検証し、その評価を踏まえ政策の見直しや改善を行ってきた。

このような中、平成25年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針について」が閣議決定され、政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラであるとされ、実効性ある企画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)（以下「PDCA」という。）サイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図ることとされた。

他方、農林水産行政については、平成25年12月に「強い農林水産業」及び「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるため、需要フロンティアの拡大、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、多面的機能の維持・発揮、生産現場の強化を4つの柱とする農林水産

業・地域の活力創造プランが農林水産業・地域の活力創造本部において策定された。その後、政府の規制改革会議及び日本経済再生本部の下、開催された産業競争力会議における検討の結果を踏まえ、平成26年6月に、農林水産業・地域の活力創造本部は同プランの改訂を行った。平成27年3月には、同プランにおいて示された基本的方向を踏まえた新たな食料・農業・農村基本計画を農林水産省において策定したところである。

このような状況の下、政府全体では、政策に対し成果目標（アウトカム）を設定し、達成状況を把握して国民に成果を具体的に示し、その際には評価について情報公開を推進することが求められており、政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針として目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「目標管理型ガイドライン」という。）等が示されている。

また、農林水産省においては、これに加え、食料・農業・農村基本計画等に基づき国民視点に立った成果目標（アウトカム）の設定を今まで以上に充実させ、かつ、国民に対して農林水産行政の成果や改善点・問題点などをより分かりやすく示し、政策の効率的・効果的な見直しに評価結果を十分活用していくことが必要である。

この基本計画は、政策評価法第6条の規定により、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、農林水産省が行う政策評価（以下「農林水産省政策評価」という。）の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項について定めるものである。

第1 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

農林水産省政策評価は、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として実施するものとする。

すなわち、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るためには、政策評価の結果の公表を通じて、国民に対して農林水産省の使命、政策の目標、政策の具体的内容や成果を明らかにし、農林水産行政の透明性を高める必要がある。

また、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を図るためには、政策評価をPDCAを主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に組み込むことを通じて、農林水産政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、行政サービスのユーザーとしての

国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供できる効率的かつ効果的な政策運営を推進する必要がある。

さらに、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図るためには、政策評価を通じて、全ての農林水産省の職員が、その使命、政策目標等を再認識した上で、政策の企画立案及び実施に当たって、常に国民に対して行政サービスを提供した結果として実際にどのような成果がもたらされたかという観点からの行政運営を推進する必要がある。

このような政策評価の取組の中で、農林水産政策の在り方について国民から幅広く意見を聴取し、国民の声を農林水産政策の企画立案に活用していくことにより、ひいては国民本位の農林水産行政の信頼性の確立を図るよう努めるものとする。

なお、農林水産省としては、基本方針を踏まえ、政策評価の重点化・効率化を図りつつ、その着実な実施を図るとともに、評価手法の改良・開発等に努めるなど、政策評価に積極的に取り組むものとする。また、「行政事業レビュー」とも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

食料・農業・農村基本計画等のほか、農林水産省が策定する公共事業関係計画についても、計画の達成によって、国民にどのような成果がもたらされるのか（アウトカム）に基づいた目標の設定を基本とし、その評価に積極的に取り組むものとする。

2 政策評価の基本的な方式

(1) 農林水産省政策評価の評価方式は、次の3つを基本とする。

① 実績評価

農林水産省が行う行政分野全般について政策評価体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとにあらかじめ目標を設定し、定期的にその目標に対する実績を測定するとともに目標の達成度合いについて評価するもの。

② 総合評価

様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、「政策」や「施策」と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、重要課題に対応して選択的かつ重点的に評価するもの。

③ 事業評価

公共事業、研究開発など個々の事業についてその効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、個々の事業ごとに事前、期中、完了後・終了時に評価・検証するもの（以下「公共事業及び研究開発の事業評価」という。）。

規制（行政目的のために国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものをいう。以下同じ。）の新設又は改廃に係る政策について、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資する観点から、事前、事後に評価するもの（以下「規制の事業評価」という。）。

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下「租税特別措置等」という。）に係る政策について、租税特別措置等の透明化及び適宜適切な見直しを図る観点から、事前、事後に評価するもの（以下「租税特別措置等の事業評価」という。）。

（注1）各評価方式と政策評価法における「事前評価」及び「事後評価」の区分との対応関係は以下のとおり。

実績評価：事後評価

総合評価：事後評価（総合評価は、課題によっては、事前評価、事後評価の性格を併せ持ち得るが、この基本計画上は、便宜的に事後評価とする。）

事業評価：評価時点により事前評価、事後評価のいずれか（公共事業及び研究開発の事業評価においては、期中、完了後・終了時についても適用することとする。）

（注2）各方式による評価の実施に当たっては、政策評価の対象とする政策がどのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとし、その詳細は、農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）を定める際に併せて示すものとする。

（2）実績評価については、継続的に施策の効果を測定・評価し、評価結果を速やかに政策の企画立案に反映させることができるとともに、目標と実績の全体像が国民に分かりやすく示されることにより、外部からのチェックが適切に働くことが期待される。農林水産政策は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されている。農林水産省としては当省が行う行政分野全般について政策評価体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとに、実績評価を行うものとする。

また、評価を効率的かつ柔軟に実施するため、あらかじめ設定した目標の達成度合いに関して毎年度実績の測定を行う一方、総括的な評価については、業務量・緊急性等を勘案しつつ一定期間経過後に行う。

（3）総合評価については、特定の課題を設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行うものである。農林水産省においては、従来からこのような施策の総合的な評価の取組として食料需給表などの統計分析のほか、制度改正時などにおける分析等を行っている。今後、政策評価として評価手法の開発等を行いつつ、適切なタイミングで総合的な評価の実施に取り組むこととする。

（4）事業評価のうち公共事業及び研究開発の事業評価については、個々の事業の採否の決定や見直し等に資するものであり、農林水産省においては、従来から公共事業及び研究開発の分野で実施しているところである。これら公共事業等については、特に事業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとする。

規制の事業評価については、規制の新設又は改廃によって発生する効果や負担の評価を行うものである。農林水産省においては、規制の質を向上させることや国民への

説明責任を果たすことに資するよう、積極的に取り組むものとする。

租税特別措置等の事業評価については、租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しに資するものであり、国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、農林水産省内における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられるよう農林水産省においても積極的に取り組むものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

農林水産省政策評価においては、必要性、効率性又は有効性の観点を中心に、必要に応じて公平性又は優先性の観点から評価を行うことを基本として、政策の特性、評価方式等に応じて適切な観点を選択する。なお、第2で述べた各評価方式について、おおむね、以下の観点を基本に評価を行う。

① 実績評価

実績評価においては、あらかじめ設定した政策効果に着目した達成すべき目標の達成度合いを定期的に測定するものであることから、必要性、有効性の観点からの評価を中心に行うとともに、有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行う。政策分野の特性等に応じて、効率性等の観点からの評価も行う。

② 総合評価

総合評価においては、重要課題について様々な角度から掘り下げて分析するものであり、評価の目的が課題ごとに異なることから、課題の特性に応じ、必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

③ 事業評価

事業評価については、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるか、目標に対する達成見込みは十分か、他の政策より優先して実施されるべきか、費用負担が公平かなど、必要性、効率性、有効性、優先性、公平性の観点を中心に評価を行う。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、その定量的な把握を基本とし、簡易な手法を含め、多様な手法の活用に取り組む。定量的に政策効果を把握する手法が開発されていない場合には、政策効果を定性的に把握する手法を用いることとし、可能な限り客観的な情報・データや事実を用い、その客観的かつ厳格な実施の確保を図る。なお、政策効果の把握に関する手法は、未だ十分確立されていないことにかんがみ、試行錯誤をおそれず実施するとともに、

常に改善に努める。

また、評価の過程で使用した情報・データ等については、国民からの検証可能性を確保するため、適切に保存するとともに、その概要又はその所在に関する情報を明らかにする。

なお、補助事業等事業実施主体が国でない政策については、国が評価を行うに当たり、政策効果の把握について事業実施主体等の協力を得る必要がある。その場合、必要な情報・データ等の収集・報告の方法等を一連の事業実施手続に組み込むなど、効率的・効果的な政策効果の把握に努めるとともに、関係者の理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

1 実績評価における政策効果の把握

実績評価においては、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法に基づく基本計画その他農林水産行政の基本となる計画等の進捗状況を見ることを旨とする。すなわち、政策評価体系を明らかにした政策分野を設定することとし、基本法、基本計画等に基づいて、政策分野の目指すべき姿と目標を設定し、それらの目標に照らした政策効果の把握を行うことを基本とする。
- (2) 政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた定量的な目標の設定を基本とする。
しかしながら、政策によっては、
 - ① そもそも定量的な目標になじまないもの
 - ② 上位目標であるアウトカムを達成するために、中間的な目標が存在するものやアウトカムの把握に時間を要するもの
 - ③ 定量的なアウトカムの目標は存在するものの外部要因による影響が大きく、その目標では当該分野の政策の有効性等を評価するのに適当と考えられないものがある。このため、政策の特性に照らして最も適切かつ効果的な評価を行うために必要不可欠な場合には、定性的な目標設定、アウトカム目標を補完する目標設定、政策の実施によりどれだけのサービス等を提供したか（アウトプット）に着目した目標設定等を行うことができる。
- (3) 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策のうち当省関係の政策で数値目標など達成目標が掲げられた政策については、当該政策と実績評価における政策分野や目標等との関係を適切に示すとともに、その手段を提示し、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことに留意する。
- (4) 政策効果の把握に当たっては、要因分析を十分に行うため、目標値以外の関連情報の収集にも努める。

2 総合評価における政策効果の把握

総合評価については、課題ごとに評価の目的や評価の対象とする政策の特性が異なることから、定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行うものとする。

3 公共事業の事業評価における政策効果の把握

公共事業の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。
- (2) 期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。
- (3) 完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を行う観点から、政策効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

4 研究開発の事業評価における政策効果の把握

研究開発の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、研究開発課題決定の適正な実施に資する観点から、研究開発課題決定前の段階において、研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果、目標設定、研究計画、実施体制等の妥当性について把握する。その際、費用対効果分析その他の定量的な手法により効果の把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる。
- (2) 期中の評価については、研究開発課題の継続等の方針の決定に資する観点から、研究の成果の発現状況、社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況等について点検し、効果を把握する。その際、費用対効果分析その他の定量的な手法により効果の把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる。
- (3) 終了時の評価については、研究成果を総括し、成果の活用・普及に資することに加え、研究開発の在り方の検討、研究開発の評価手法の改善等を行う観点から、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、研究効果を把握する。その際、

費用対効果分析その他の定量的な手法により効果の把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる。

5 規制の事業評価における政策効果の把握

規制の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、規制の新設又は改廃の可否、規制の具体的内容やその程度についての検討に資する観点から、規制の新設又は改廃前の段階において、規制の目的、内容、必要性等について把握する。その際、費用及び便益の分析については定量的な把握を行うことを原則とするが、定量的な把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる。
- (2) 事後の評価については、規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や便益）が、事前評価での想定と実際の間にとどれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由について把握する。

6 租税特別措置等の事業評価における政策効果の把握

租税特別措置等の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適正な判断に資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握する。
- (2) 事後の評価については、既存の租税特別措置等の適宜適切な見直しに資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握する。

第5 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価の実施に当たっては、農林水産大臣、副大臣、大臣政務官の指示の下、大臣官房政策立案総括審議官が農林水産省政策評価を総括整理し、大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）は、政策評価総括組織としてその事務をつかさどるものとする。

また、各局庁の政策評価担当課は、各局庁の政策評価に関する事務の総合調整を行うものとする。

政策評価組織

政策評価総括組織	
大臣官房	広報評価課
各局庁の政策評価担当課	
大臣官房 (国際部) (統計部) 消費・安全局 食料産業局 生産局 経営局 農村振興局 政策統括官 農林水産技術会議事務局 林野庁 水産庁	政策課（命を受けて農林水産省組織令第18条第2号から第5号までに規定する事務を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制、命を受けて農林水産省組織令第18条第6号及び第7号に規定する事務を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制がある場合にあつては、これらの体制） 国際政策課 統計企画管理官 総務課 総務課 総務課 総務課 農村計画課 政策統括官付総務・経営安定対策参事官 研究企画課 企画課 企画課

1 実績評価

(1) 評価実施主体

実績評価は、広報評価課の総括の下、政策分野を主管する課（以下「政策分野主管課」という。）が実施する。

(2) 目標及び政策手段の設定

ア 広報評価課は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類し、各局庁の政策評価担当課と調整の上、政策分野を定める。

イ 政策分野主管課は、当該政策分野に関係する課と調整の上、事前分析表を作成し、当該政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課に提出する。事前分析表の様式は、各府省統一的な標準様式を基本とし、広報評価課長が定める。事前分析表においては、食料・農業・農村基本計画等の上位計画に則し、政策分野の目指すべき姿、目指すべき姿に則した目標、目標を実現するために講じられる予算事業や法制度等

の政策手段等を明らかにする。なお、目標の設定に当たっては、定量的なアウトカム目標の設定を基本とするが、必要がある場合は、定性的な目標、主たる目標を補完する目標、アウトプットに着目した目標設定等を行うことができる。

ウ 政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課は、イにより提出された事前分析表について、次の観点から審査し、広報評価課に提出するものとする。

- ① 設定された目標及び目標値が政策分野の目指すべき姿に照らして妥当か
- ② 政策手段について、目標と政策手段との関係が適切か、関係する政策分野相互の整合性がとれているか等

エ 広報評価課は、ウにより提出された事前分析表について、次の観点から審査する。

- ① 食料・農業・農村基本計画等、農林水産行政の上位計画に則しているか
- ② 国民生活、社会経済、農林水産業等又は農山漁村に対する成果（アウトカム）を具体的に表しているか
- ③ 国民に分かりやすいものとなっているか
- ④ 農林水産省における政策分野相互の整合性がとれているか等

オ 広報評価課は、必要に応じ、パブリックコメントに付した上で、エにより審査した事前分析表を農林水産省として取りまとめ、決定・公表する。

（3）評価の実施

ア 毎年度の評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

イ 政策分野主管課は、各局庁の政策評価担当課と調整の上、政策分野ごとの目標達成度合い及びその判断根拠、指標ごとの目標値に対する実績値及び達成度合い、このような達成度合いになった要因の分析、改善・見直しの方向等を記入した評価書を作成し、その実績値を算出するための統計数値及び推計の前提条件等を添えて、当該政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課に提出する。評価書の様式は、各府省統一的な標準様式を基本とし、広報評価課長が定める。

ウ 政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課は、イにより提出された評価書について、実績値の把握方法が妥当かどうか、目標に対する政策手段の有効性等要因の分析が妥当かどうか、コメントの内容が妥当かどうか等を審査する。

エ 政策分野主管課が属する局庁の政策評価担当課は、評価書に評価の際に使用した統計数値及び推計の前提条件等を添えて、広報評価課に提出する。

オ 広報評価課は、エにより提出された評価書について、客観性が確保されているか、評価結果が妥当かどうか等を審査する。

カ 評価の実施に当たっては、有効な改善方向の提示に資するよう十分な要因分析を行うこととする。

- ① 定量的な目標については、次の表に定めるところにより、目標に対する達成度合いの判定を行うこととし、達成度合いを定量的に判定できる場合はⅠ、定量的に判定できない場合はⅡでランク分けする。

なお、判定した指標の評価方法については、実施計画において示すこととする。

	I. 達成度合いを定量的に判定する場合		II. 達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A（おおむね有効）	個別の目標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B（有効性の向上が必要である）	個別の目標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C（有効性に問題がある）	個別の目標ごとに設定

（注1）初年度から目標年度までの間に実施する実績評価に当たっての達成度合いは、当該年度における目標値を算出設定した上で、当該年度の目標値から基準値（達成度合いを測るに当たっての起点となる値）やすう勢値を差し引いた値と、当該年度の実績値から基準値やすう勢値を差し引いた値との差を比較することを基本とする。

（注2）達成度合いを定性的に判定する場合の判定基準は、事前分析表において個別の目標ごとに設定する。

② 定性的な目標についても、客観的な透明性のある評価を行うよう、あらかじめ目標の達成度合いを判定する基準や、参照すべき統計等のデータ等を明らかにして行うものとする。

キ 政策分野ごとの目標に対する達成度合いの判定については、目標管理型ガイドラインを基本とし、広報評価課長が定める。

ク 広報評価課は、必要に応じ、パブリックコメントに付した上で、評価書に当該年度の実績評価の概要を付し、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で公表する。

2 総合評価

（1）評価実施主体

総合評価は、広報評価課の総括の下、課題に応じて適切な実施体制を整備して行う。

(2) 実施の考え方

総合評価については、主として次に掲げる課題について、実施する。

- ① 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの
- ② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの
- ③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの
- ④ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの
- ⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの
- ⑥ 政策評価体系上の重点政策分野のうち、政策効果の発現に一定の期間を要するもの又は複数の政策分野にまたがるもの

(3) 評価の実施

ア 毎年度に総合評価を実施する課題は、実施計画において示す。

イ 各課題の総合評価を担当する部局は、課題の内容に応じて適切な実施体制を整備することとし、広報評価課と連携しつつ、関係部局と協力して総合評価を実施する。実施に複数年を要する課題にあつては、評価に必要なデータの集計等評価の進捗状況を踏まえつつ、年度ごとの成果を示すことを原則とする。なお、総合評価は手法として未確立であることから、総合評価の実施と並行して、必要に応じ評価手法の開発を行う。その他総合評価の実施に関しては、別に定めるところによる。

3 公共事業の事業評価

(1) 評価実施主体

公共事業の事業評価は、広報評価課の総括の下、各事業ごとに事業を主管する課（以下「事業主管課」という。）が各事業の評価を総括する。

(2) 評価の実施単位

事業評価は、事業の実施地区（事前評価にあつては、実施予定地区。以下同じ。）ごとに行う。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それら効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

(3) 評価手順の設定

ア 事業主管課は、事業評価に係る要領等を定め、以下の事項と合わせ、毎年度、各局庁の政策評価担当課に提出する。

- ① 事業の評価実施主体（例：当該主管課、地方農政局）
- ② 当該事業の評価に係る主要な予定及び前年実績
- ③ 当該年度に事業評価を行う実施地区名等

ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領を提出する。

イ 各局庁の政策評価担当課は、事業評価に関する作業予定についてあらかじめ調整

を行い、要領等を広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(4) 評価の実施

ア 事業主管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 事業主管課は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

4 研究開発の事業評価

(1) 評価実施主体

研究開発の事業評価は、農林水産技術会議が行う。その際、広報評価課は、政策評価に関する事務を総括し、農林水産技術会議事務局は研究開発の事業評価の庶務を処理する。

(2) 評価手順の設定

ア 農林水産技術会議は、事業評価に係る要領等を定め、農林水産技術会議事務局は、当該要領等を以下の事項と併せ、毎年度、広報評価課に提出する。

- ① 評価対象研究開発の主管課
- ② 研究開発の評価に係る主要な予定及び前年実績
- ③ 当該年度に評価を行う評価対象研究開発

ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領を提出する。

イ 広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から評価に係る要領について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(3) 評価の実施

ア 農林水産技術会議事務局は、評価結果案を取りまとめ、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 農林水産技術会議事務局は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省として評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

5 規制の事業評価

(1) 評価実施主体

規制の事業評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに該当する法律又は政令を所管する課（以下「法令所管課」という。）が評価を行う。その際、広報評価課は、大臣官房文書課（以下「文書課」という。）と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。

(2) 評価の実施単位

事前評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに行う。なお、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位（ユニット）で評価を行う。また、当該政策が、政策評価法上の事前評価を義務付けられる規制に該当するか否かについては、法令所管課が判断するものとする。

事後評価は、事前評価の単位により実施する。

(3) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、法令所管課と調整の上、定める。

(4) 評価の実施

ア 法令所管課は、評価書案を作成し、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性及び評価の客観性を確保する観点から審査を行った上で文書課に回送し、文書課は、規制の新設・改廃の法令上の妥当性を確保する観点から審査を行う。

イ 法令所管課は、文書課及び広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で公表する。なお、事前評価書の公表の時期は、法律案については閣議決定まで、政令案については行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「意見公募手続」という。）（意見公募手続適用除外のものについては閣議決定）までとする。ただし、緊急事態への対処等の事由による法令改正の場合は、この限りでない。

事後評価書の公表の時期は、広報評価課と協議して決定するものとする。

6 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価実施主体

租税特別措置等の事業評価は、租税特別措置等を所管する課（以下「租税特別措置等所管課」という。）が実施する。その際、広報評価課は、経営局総務課と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。

(2) 評価の実施単位

事前評価は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等ごととし、事後評価は、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

(3) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、経営局総務課と調整の上、定める。

(4) 評価の実施

ア 租税特別措置等所管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。

イ 広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から審査を行う。

ウ 広報評価課は、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、税制改正要望を財務省又は総務省へ提出する時とする。

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省では、事前評価として、公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事業評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

1 公共事業の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号。以下「施行令」という。)第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。

なお、交付金に係る事業については、政策評価法第9条により評価を義務付けられた個々の公共事業に当たらないため、事後評価を含めた公共事業の事業評価の対象としない。

(2) 実施時期

新たに事業を採択する時までには評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までには評価を実施する。

(3) 取組方針

ア 以下の事項等につき、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 事業の必要性
- ② 事業の効率性(費用対効果)
- ③ 事業の有効性
- ④ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向

イ 費用対効果分析その他の手法により、事業効果を定量的に測定・把握するに当た

っては、特に以下の事項に留意し、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

なお、このことについては、公共事業の事後評価においても適用する。

- ① 費用対効果分析の結果は、計測された効果と費用の比をもって表示する。
- ② 効果は、可能な限り貨幣化する。
- ③ 効果の算定に当たっては、一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用し、同一の効果についての重複計測は、排除する。
- ④ 費用及び効果の発生時期の相違を踏まえた現在価値化を行う。
- ⑤ 評価の対象期間は、事業の整備対象施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して設定する。

ウ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性を検証し、その知見を以後の事前評価にフィードバックする。なお、評価手法の改善に当たっては、第8で定める技術検討会等を活用する。

2 研究開発の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題を対象とする。

また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度（以下「研究制度」という。）も対象とする。

(2) 実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。

(3) 取組方針

以下の事項等につき、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入される研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の妥当性・達成可能性
- ⑤ 研究計画の達成可能性
- ⑥ 成果の取扱い

3 規制の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた規制の新設又は改

廃に係る政策を対象とする。

(2) 実施時期

原則として、規制の新設又は改廃が法律による場合には、法律案の閣議決定の1か月前までに、政令による場合には、意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定又は制定）の2週間前までに評価を実施する。ただし、緊急事態への対処等の事由がある場合には、この限りでない。

(3) 取組方針

規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制ガイドライン」という。）を踏まえ、以下の点に留意しつつ費用と便益を可能な限り定量化又は金銭価値化して分析することとする。ただし、定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明することとする。

- ① 規制の目的、内容及び必要性
- ② 直接的な費用の把握
- ③ 直接的な効果（便益）の把握
- ④ 副次的な影響及び波及的な影響の把握
- ⑤ 費用と効果（便益）の関係
- ⑥ 代替案との比較
- ⑦ その他の関連事項
- ⑧ 事後評価の実施時期等

4 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価の対象

租税特別措置等に係る政策のうち、政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに基本方針I 4キにより評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とする。

(2) 実施時期

租税特別措置等の新設、拡充又は延長に係る税制改正要望を行う際に評価を実施する。

(3) 取組方針

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。）を踏まえ、以下の事項等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等他の政策手段と比しての相当性

第7 事後評価の実施に関する事項

農林水産省は、事後評価として、実績評価、総合評価並びに公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事業評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

また、社会資本整備重点計画法第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業についても、実績評価を実施する。

なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、政策評価法第7条第2項第3号に区分される評価として、総合評価に準じて、適切に実施する。

1 実績評価

(1) 評価の対象

実績評価の対象は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類することを基本とし、政策分野の名称は、実施計画において示すこととする。

(2) 取組方針

ア 農林水産省の使命、政策目標が、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及びこれらに基づく基本計画により与えられていることにかんがみ、これら基本法・基本計画の進捗状況を見ることを旨とし、これらに基づいた目標の設定等を行う。

イ 施策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた政策評価を行うことを旨とする。

ウ 全政策分野について、PDCAのサイクルを全省的に徹底することとし、評価結果を翌年度の政策立案に反映させる。

エ 職員の意識改革をより有効に図るため、自己評価を基本とし、第三者等の意見を聴くことにより客観性の確保等を図る。また、資料等の公開を積極的に行うことにより、透明性を確保する。

オ 評価結果については、単に数値の高低のみに拘泥することなく、より有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行う。また、評価結果を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど、行政事業レビューとの連携を図る。

カ 評価手法等については、十分確立されていないことにかんがみ、試行錯誤をおそれず実施するとともに、常に改善に努める。

2 総合評価

総合評価の対象となる課題は、実施計画において示すこととする。

3 公共事業の事業評価

事後評価として、期中の評価及び完了後の評価を実施する。

(1) 期中の評価

ア 評価の対象及び実施時期

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

イ 取組方針

事前評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の評価項目について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 農林水産業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 関連事業の進捗状況
- ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ⑥ 事業コスト縮減等の可能性
- ⑦ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）

(2) 完了後の評価

ア 評価の対象

原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。ただし、完了後の評価が政策評価法により義務付けられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。

イ 実施時期

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。ただし、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に評価を実施するものとする。

ウ 取組方針

事前評価及び期中の評価の結果、事業の実施過程等を踏まえ、以下の評価項目について点検し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- ② 事業効果の発現状況
- ③ 事業により整備された施設の管理状況
- ④ 事業実施による環境の変化
- ⑤ 社会経済情勢の変化
- ⑥ 今後の課題等

4 研究開発の事業評価

事後評価として、期中の評価及び終了時の評価を実施する。

(1) 期中の評価

ア 評価の対象及び実施時期

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題を対象とし、以下の時期に実施する。ただし、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の研究開発課題にあつては、研究開発課題の採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の研究開発課題にあつては、研究開発課題の採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

なお、研究制度についても、研究開発課題と同様に評価を実施する。

イ 取組方針

中間評価に当たっては、以下の評価項目について点検し、プロジェクト研究等の成果、課題全体の構成及び課題内容等について評価し、当該プロジェクト研究等の各課題の継続の可否、変更等に反映させる。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した（する）研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 研究計画の達成度、今後の達成可能性
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

(2) 終了時の評価

ア 評価の対象

以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費10億円以上のものを対象とする。

- ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題
- ② 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題

③ 研究制度

イ 実施時期

原則として、アの①及び③については終了年度の前年度、アの②については終了年度に実施する。ただし、これ以外の時期においても、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた場合には実施する。

ウ 取組方針

終了時の評価に当たっては、以下の評価項目について点検し、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究開発課題及び研究制度について検証する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 研究目標の達成度
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

5 規制の事業評価

(1) 評価の対象

事前評価を実施した規制の新設又は改廃に係る政策を対象とする。

(2) 実施時期

事前評価において示した事後評価の実施時期等を踏まえ、実施計画において定める。

(3) 取組方針

規制ガイドラインを踏まえ、以下の点について取りまとめを行う。

- ① 事前評価時の想定との比較
- ② 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握
- ③ 考察

6 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価の対象

基本方針 I 5カ(ア)により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、実施計画において示すこととする。

(2) 実施時期

基本方針 I 5カ(ア)により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等にかかる政策については、3年から5年に1回の頻度で定期的に評価を実施する。なお、これらの回数には、事前評価を含むものとする。

(3) 取組方針

租特ガイドラインを踏まえ、以下の点等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等他の政策手段と比しての相当性

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 政策評価法第3条により、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、学識経験を有する者の知見を活用するための農林水産省政策評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、必要に応じて開催するものとする。
- 2 第三者委員会は、農林水産大臣が委嘱した委員により構成する。
- 3 農林水産省各局庁の長及び地方支分部局の長は、技術的・専門的な知見が必要な場合、1の第三者委員会に代えて、評価の対象とする政策・事業の性質、評価方式等に応じて、第三者から成る技術検討会又は次のような方法により、第三者等の知見の活用を図ることができる。
 - ① 学識経験者等からの意見聴取
 - ② 学識経験者等により構成される研究会等の開催
 - ③ 外部研究機関等の活用
- 4 3の技術検討会は、各局庁の長及び地方支分部局の長が開催する。
- 5 第三者委員会等の構成及び運営等に関し必要な事項については、別紙2のとおりとする。

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果の政策への反映に当たっては、概算要求、税制改正要望等、政策決定に関するスケジュールに配慮し、適切なタイミングで行うものとする。

- 1 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事業評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作

成する。

- 2 広報評価課は、政策評価結果反映状況案について審査する。広報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する農林水産省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。
- 3 広報評価課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。
- 4 なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。
- 5 また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

- 1 政策評価に関する公表は、農林水産省ホームページへの掲載、窓口での配布、広報拠点への備置き、報道発表等、国民が容易に公表内容を入手できる方法で行うものとする。
- 2 評価結果の公表に当たっては、政策評価の透明性や国民からの評価結果の検証可能性を確保する観点から、第三者委員会の資料及び議事録をはじめとした関連文書、評価の基礎となったデータ又はその所在に関する情報、第三者等から聴取した意見とその反映内容も併せて公表する。

第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 評価手法の改善等

- (1) 我が国においては、いまだ政策評価の実施手法が確立されていないことにかんがみ、政策評価については、今後、試行錯誤をおそれずに評価を実施し、より良い内容に改めていくものとする。

(2) 広報評価課は、各局庁の政策評価担当課、政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議と連携して、次の点を中心に評価手法等の改善を検討し、可能なものについては逐次実施する。

- ① 政策目的により合致し政策効果に着目した定量的な目標の設定
- ② 個々の政策手段ごとの効果の定量的な把握など、政策分野の特性により適した評価手法等の開発
- ③ 政府全体で行う政策評価との整合性の確保
- ④ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価結果の妥当性の検証を含めた費用対効果分析等の事業評価に係る手法の改善
- ⑤ 研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間を経過したものについて、そのもたらす波及効果を把握するなどによる研究開発の評価手法の改善
その際、農林水産政策研究所は、大臣官房政策課及び広報評価課の指導の下、政策評価に関する調査研究について積極的に取り組むものとする。
また、評価手法等の改善を検討するに当たっては、寄せられる国民の意見を踏まえるほか、第三者委員会等を活用する。

2 評価書の作成及び政策評価結果の反映状況の通知

政策評価法第 10 条に規定する評価書を作成し、また、政策評価法第 11 条に規定する政策への反映状況の通知を行う際には、評価結果又は政策への反映状況を迅速かつ分かりやすく国民に周知できるよう、広報評価課は、必要な手続を定める。

3 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、広報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。

また、寄せられた意見・要望については、必要な措置を講ずるとともに、その結果を、ホームページ上において公表する。

お問合せ先

農林水産省大臣官房広報評価課評価班

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

代表：03-3502-8111（内 3256）

ダイヤルイン：03-3502-5523

F A X：03-5512-7688

御意見・御要望の窓口：<http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html>

4 その他の事項

(1) 政策評価を効率的・効果的に機能させていくため、政策評価を担当する職員の人材の確保とその評価能力の向上に積極的に取り組む。

また、政策評価の積極的な推進により無駄の削減にも貢献していくことを機会を捉えて周知し、職員の意識の向上に努める。

(2) この基本計画に定めるもののほか、具体的な評価対象の選定基準など毎年の評価の実施の詳細については、別に定める。

また、公共事業又は研究開発について、評価手法、評価の実施手順等を総括的に定める必要がある場合は、評価に係る要領等を定めることとし、その策定手続については、第5の3の公共事業の事業評価及び4の研究開発の事業評価に関する規定を準用する。

公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の公表時期

	公共事業	研究開発
事前評価	原則として、事業を採択する時とする。ただし、個別の地区については、概算要求書を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。	原則として、研究開発課題を採択する時とする。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。
期中の評価	原則として、個別の地区については、予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外については3月末とする。	原則として、個別の研究開発課題及び研究制度について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外については3月末とする。
完了後の評価 (終了時の評価)	原則として、国及び独立行政法人が事業実施主体となる事業については8月末とし、これ以外が事業実施主体となる事業については3月末とする。	原則として、3月末とする。

農林水産省政策評価第三者委員会等について

第1 委員構成

- 1 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づいて、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、評価する政策の企画又は立案に関与した者以外の第三者である農林水産業関係者、政策評価関係者、消費者、産業界関係者、マスコミ関係者、公認会計士及び弁護士等から選任する10名以内の委員により構成する。
- 2 委員からの要請により参考人を招致することができる。

第2 委員の任期及び選任の基本原則

- 1 委員は、非常勤とする。
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の改選に当たっては、議論の活性化と継続性維持の観点から、新たな委員を少なくとも50%程度選任する。
- 4 経済・社会全般や食料・農業・農村、林野、水産等の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- 5 委員に占める女性の比率を30%以上とする。
- 6 委嘱時において、70歳以上の者は選任しない。
- 7 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- 8 国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者は選任しない。
- 9 評価する政策を調査審議した食料・農業・農村政策審議会、林政審議会及び水産政策審議会の委員は選任しない。
- 10 委嘱時において、3を超える審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。）の委員に就任している者は選任しない。
- 11 委員が任期中に8から10までのいずれかの規定により委員に選任できない者に該当するに至ったときは、その委員を解任する。

第3 運営

- 1 農林水産省政策評価第三者委員会の事務は、大臣官房広報評価課が行う。
- 2 会議は、公開とする。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、この限りでない。
- 3 会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、当該政策等の決定・公表の後とする。

- 4 会議の議事録については、委員による内容の確認・了承を得た上で、当該会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、当該政策等が決定・公表された後とする。
- 5 2から4までの規定にかかわらず、個人の権利又は利益を害し、又は害するおそれのある場合、企業秘密に触れ、又は触れるおそれがある場合等は、委員の了承を得た上で会議を非公開とし、及び会議資料を非公表とすることができる。

第4 技術検討会

- 1 各局庁及び地方支分部局の長は、政策評価に当たり技術的・専門的な知見が必要な場合、第三者から成る技術検討会を事務的に開催することができる。
- 2 委員の選任に当たっては、技術的・専門的な知見を有する者が多くないことが想定されることから、上記第2の規定を基本としつつ、学識経験者、公認会計士等から6名以内の委員を選任するよう努める。
- 3 技術検討会の運営に当たっては、第3の2から5までの規定を準用する。
- 4 各局庁及び地方支分部局の長は、事業の類似性その他の必要に応じ、共同して技術検討会の開催及び運営を行うことができる。
- 5 農林水産省政策評価第三者委員会の委員は、技術検討会に参加することができる。
- 6 技術検討会の委員及び運営の詳細については、各局庁及び地方支分部局の長が別に定めるものとする。

農林水産省における研究開発評価に関する指針
(平成 28 年 3 月 22 日 農林水産技術会議決定)

第 1 趣旨

農林水産技術会議では、平成 27 年 3 月に「農林水産研究基本計画」を策定し、今後 10 年程度を見据えた研究開発の重点目標及びそれを実現するための推進施策を示した。今後、本計画に沿って、行政のニーズに応え、成果が普及に及ぶ研究を促進する取組を強化するとともに、我が国の農林水産業の競争力強化に向けて、研究成果を着実に現場で普及・実用化するため、各種の研究開発評価を着実かつ効率的・効果的に実施する必要がある。

また、平成 24 年 12 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」が策定されるとともに、平成 27 年 3 月には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき新たな「農林水産省政策評価基本計画（農林水産大臣決定）」が定められた。

これらを踏まえた上で、農林水産省における研究開発評価の一層の充実と効率化を図るため、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 23 年 1 月 27 日農林水産技術会議決定）を改定する。

第 2 評価等の種類と評価実施体制

1 評価等の種類

農林水産省における研究開発に関して、以下の評価等を実施するものとする。

ア 農林水産研究基本計画（平成 27 年 3 月 31 日農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）の検証・評価

イ 研究制度評価

ウ 研究課題評価

（ア）委託プロジェクト研究課題評価

（イ）競争的研究資金制度等の研究課題評価

エ 追跡調査・検証

2 評価等の実施主体

評価の実施主体は、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）とし、研究基本計画の検証及び追跡調査・検証の実施主体は農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）とする。

3 評価実施体制

① 研究開発評価を効果的に行うため、技術会議の専門委員によって構成される評価専門委員会を開催する。

② 評価専門委員会を構成する専門委員は、評価対象となる研究基本計画、研究制度又は委託プロジェクト研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）から選任するものとする。この場合、現場への普及につながる研究の促進と我が国の農林水産業及び関連産業の競争力強化に資する観点から、農林漁業者や産業界等の民間の有識者を積極的に選任するものとする。

③ 専門委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- ④ 評価専門委員会は、研究開発評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。
 - ア 評価計画の策定に関すること
 - イ 研究基本計画の評価、研究制度評価及び委託プロジェクト研究課題評価の実施に関すること
 - ウ 評価手法の改善に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- ⑤ 競争的研究資金制度等の研究課題評価の円滑な実施を図るため、外部専門家等によって構成される研究課題評価分科会を開催する。この場合、研究課題評価分科会を構成する外部専門家等は、評価する研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない者から選任するものとする。
- ⑥ 評価専門委員会の庶務は、農林水産技術会議事務局研究企画課、研究課題評価分科会の庶務は、該当する研究制度の担当課において行う。

第3 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証・評価の趣旨

農林水産省の研究開発の進行管理に活用し、必要に応じて研究施策の見直しや新たな取組に反映させるため、研究基本計画の検証・評価を実施する。

2 検証・評価の対象

検証・評価の対象は、研究基本計画の「第1 農林水産研究の推進に関する施策の基本的な方針」に位置づけられた研究施策及び「第2 農林水産研究の重点目標」に位置づけられた研究開発とする。

3 検証・評価の時期

毎年度、研究基本計画の進捗状況を把握し、研究基本計画策定後概ね5年目に総合的な検証・評価を実施する。

4 検証・評価の方法

(1) 研究基本計画の進捗状況の把握

- ① 事務局は、毎年度、当該年度に実施した研究施策の取組実績・成果について、研究基本計画の内容に沿って取りまとめる。
- ② 事務局は、毎年度、農林水産研究開発の実施状況を研究基本計画の重点目標に沿って整理し、重点目標の達成に向けた研究開発の進捗状況を取りまとめる。

(2) 研究基本計画の検証・評価

- ① 事務局は、各年度に行った(1)の取りまとめの内容を踏まえ、概ね5年目に今後の研究開発の改善方向及び研究施策の推進方向を取りまとめ、これを検証結果とする。
- ② ①の検証結果を踏まえ、事務局は必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて定めた評価項目及び評価基準に従い評価を実施する。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で、評価専門委員会の評価として技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は③の報告を踏まえて評価を実施するとともに、研究基本計画の見直し、予算の配分等所要の措置を行う。

第4 研究制度評価

1 評価の趣旨

産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等、効率的かつ効果的に研究を推進し、その成果の普及・実用化を促進するため、研究制度の評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。ただし、当省所管の国立研究開発法人が運営費交付金により自ら実施し又は運営管理する研究制度については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づいて評価が実施されるものであり、本指針による評価の対象としない。

3 評価の時期

① 評価結果が研究制度の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該研究制度の終了後、後継の研究制度を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 研究制度の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 研究制度の開始前（事前評価）

ウ 研究制度が終了する年度の前年度（終了時評価）

② また、5年以上継続している研究制度については、概ね5年ごとに中間評価を実施する。

なお、中間評価については、研究制度の特性や運営状況から必要な場合には、これ以外の時期にも実施する。

4 評価の方法

① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。

② 事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる研究制度ごとに、それぞれ当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、研究制度の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するものとする。

③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価を実施し、技術会議に報告する。この際、研究制度の目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究制度の見直し又は中止、運用の改善、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究制度の終了時評価の内容が、当該研究制度の後継の研究制度が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第5 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の趣旨

委託プロジェクト研究課題の効率的かつ効果的な企画及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、民間団体等に委託して実施する委託プロジェクト研究課題とする。

3 評価の時期

- ① 評価結果が、研究課題の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該委託プロジェクト研究課題の終了後、その成果の普及・実用化に向けた研究開発や実証等の施策を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 委託プロジェクト研究課題の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 委託プロジェクト研究課題の開始前（事前評価）

ウ 委託プロジェクト研究課題が終了する年度の前年度（終了時評価）

- ② また、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題については、原則として、委託プロジェクト研究課題を開始した翌年度に中間評価を実施する。その後は、2～4年ごとに中間評価を実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点踏まえて評価項目及び評価基準を定める。

- ② 事務局（行政部局が専ら委託プロジェクト研究課題を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる委託プロジェクト研究課題ごとに、それぞれ当該研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究課題の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い、評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、委託プロジェクト研究課題の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するとともに、研究成果の普及・実用化の道筋も含めた研究実施期間中の各年次における到達目標を明らかにしたロードマップを作成するものとする。

- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価し、技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取

を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、委託プロジェクト研究課題及びその研究計画の見直し又は中止、委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、委託プロジェクト研究課題の終了時評価の内容が、当該委託プロジェクト研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第6 競争的研究資金制度等の研究課題評価

1 評価の趣旨

競争的研究資金制度等の研究課題の効率的かつ効果的な採択及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、競争的研究資金制度等により実施する研究課題とする。

3 評価の時期

原則として、研究課題の採択のために行う事前評価及び研究終了時に行う事後評価を実施するものとする。また、5年以上の研究期間を有する研究課題については、原則として2～4年ごとに中間評価を実施するものとする。

なお、優れた成果が期待され、かつ研究の発展が見込まれる研究課題については、切れ目なく研究が継続できるように、評価の時期に配慮するものとする。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点から踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価に当たっては研究制度ごとに研究課題評価分科会を開催する。
- ③ 研究課題評価分科会は、①の評価項目及び評価基準に基づき評価し、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、研究課題評価分科会は、当該研究課題の実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。
- ④ 技術会議は、研究課題評価分科会の評価を技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究課題・研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究終了時に行う事後評価の内容が、当該研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第7 追跡調査・検証

1 調査・検証の趣旨

農林水産研究が社会・経済に及ぼす効果を把握し、研究開発評価の高度化、研究開発の効果的・効率的な企画及び実施並びに農林水産研究に対する国民の理解の向上等に資するため、研究終了後一定期間経過後の研究成果の普及・活用状況の把握及び分

析を行う追跡調査・検証を実施する。

2 調査・検証の対象

調査・検証の対象は、農林水産省の研究資金（技術会議所管の国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究及び競争的資金等）を活用して行われた研究開発の主要な成果であって、行政部局や民間と連携し、普及・実用化を進めているものとする。

3 調査・検証の時期

調査・検証は、原則として、成果の公表から2年、5年、さらに必要に応じて10年経過時に実施する。

4 調査・検証方法

① 事務局は2の研究開発を実施した研究機関を対象として、当該研究成果の普及・活用状況に関する調査を実施する。その際、当該成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得ること等により、できるだけ普及・活用状況の数量的把握に努める。

② 事務局は①の調査結果の集約及び分析を行い検証結果とし、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、社会・経済等に及ぼした効果について掘り下げた調査・分析を行うよう努める。また、検証の結果は、今後の研究制度や研究課題の企画・立案、管理及び国民に対する農林水産研究の効果の説明等に活用するものとする。

第8 留意事項

1 政策評価の場合の手続き

政策評価法に基づき農林水産大臣が定める農林水産省政策評価基本計画及び農林水産省政策評価実施計画において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、農林水産省政策評価基本計画に定める評価結果の決定手続きを経た上で公表する。

2 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究実施主体との間で必要な場合、意見交換を行う機会をつくとともに、評価項目、評価基準等を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、評価者となる外部専門家等の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないよう、明確な任期を設定するものとする。

また、評価の客観性を確保する観点から、評価に当たっては、研究の効果を定量的に把握することができる評価手法を用いるよう努める。定量的な評価が困難である場合でも、客観的な情報・データ等に基づき評価を行うことに努めるものとする。

3 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、公平・公正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、成果を問うだけでなく挑戦を励ます面も重視する。また、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

4 研究・技術開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、研究開発の段階（基礎、応用、開発）をはじめ、個々の研究・技術開発や研究制度が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。この際、成果に係る評価に当たっては、評価者は、原則として研究目標の達成度合いを判定の基準として評価を行うものとするが、併せて実施したプロセスの妥当性や副次的な成果など次につながる成果を幅広い視野から捉えるよう努める。また、評価専門委員会等においては、第7の追跡調査・検証の成果も踏まえ、必要に応じ過去の評価の妥当性や評価手法の改善に関し審議を行うとともに、事務局は、その成果を評価項目及び評価基準等に適切に反映させるものとする。

5 科学技術コミュニケーション活動等への配慮

事務局は、研究開発の内容や成果を国民に対して分かりやすく説明する活動や科学技術を担う人材の育成等の重要性を踏まえ、これらに配慮して研究課題の評価項目及び評価基準の設定を行うものとする。

6 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化に対応するため、技術会議は評価に当たって、有効と判断される場合には、国際的な水準に照らして評価を行うための指標（ベンチマーク）を検討し評価項目に取り入れる、又は海外で活躍する外部の研究者若しくは海外での活動経験を有する外部専門家等を評価者に登用する取組を進めるものとする。

7 評価結果の活用

評価結果を次の段階の研究開発に切れ目なくつなげるなどの観点から、事務局は、研究開発に係る評価結果を研究機関、研究制度を越えて相互活用するよう取組むものとする。

8 評価に伴う過重な負担の回避

評価に当たっては、研究動向解析システム等のデータベースの活用、既に実施された評価資料の活用及び個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用等により評価を効率的に行うよう努めるものとする。

第9 評価結果の公表

評価の基礎となったデータ、評価結果及びその理由等、これに基づいて講ずる又は講じた措置並びに評価者名について、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第10 その他

農林水産省における研究開発評価に関しては、農林水産省政策評価基本計画及び本指針に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。

研究開発評価実施要領

17農会第1740号
平成18年4月17日
最終改正29農会第356号
平成29年7月7日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成28年3月22日農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）第3に掲げる農林水産研究基本計画の検証・評価、第4に掲げる研究制度評価、第5に掲げる委託プロジェクト研究課題評価、第7に掲げる追跡調査・検証の実施に際しては、同指針に定めるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証の対象及び実施時期

- ① 農林水産研究の推進に関する施策の検証に係る取組実績・成果のとりまとめは、当該年度の施策を対象として、原則として毎年度3月末までに実施するものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証に係る研究開発の進捗状況のとりまとめは、前年度の研究開発を対象として、原則として毎年度10月末までに実施するものとする。

2 検証の方法

(1) 農林水産研究の推進に関する施策の検証

農林水産研究の推進に関する施策の検証は、研究企画課の総括の下、施策の担当課、研究統括官、研究開発官等が行う。

(2) 農林水産研究の重点目標の検証

- ① 評価指針第3の4の(1)の②に基づき実施する農林水産研究の実施状況の整理は、農林水産省の研究資金（国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究、競争的資金による研究等）を活用した研究開発を中心に実施する。この際、農林水産省の研究資金によらない研究開発についても、農林水産研究の重点目標に関するものについては、できる限り進捗状況の把握に努めるものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証は、研究企画課の総括の下、該当する研究開発を担当する課、研究統括官、研究開発官等が行うものとする。

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新規に又は見直した上で継続しようとする部分とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 予算の単なる大きくくり化によるもの

イ 当該研究制度の開始時の計画等に即して実施規模が拡大することに伴い経費が増加するものであって、研究制度の内容の変更を伴わないもの

ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究制度の内容の企画を行う場合

② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する制度、プレ評価を受けた新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直した上で継続しようとする部分であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

① 評価の対象は、5年以上継続している研究制度とする。

② 評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、原則として、研究制度の開始又は前回の中間評価から5年度目の年度末までに実施する。

(4) 終了時評価

① 評価の対象は、終了することが確実となった研究制度とする。

② 評価は、原則として、当該研究制度が終了する年度の前年度末までに実施する。

なお、2年以内の短期間の研究制度の場合は、当該研究制度が終了した年度の翌年度までに実施する。

2 評価の方法

① 研究制度評価は、評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準として別表1-1から1-4を原則に実施するものとする。

② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び評価は、研究企画課の総括の下、研究制度の担当課等が実施する。また、事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）による評価及び評価専門委員会による評価の内容は別添1-1から1-4までの様式に沿って記載する。

③ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、別添1-5の様式を作成し、評価専門委員会に報告の上、公表するものとする。

第4 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 委託プロジェクト研究課題開始時の計画において開始が予定されていたもの

イ 予算の単なる大きくくり化によるもの

ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究内容の企画を行う場合

- ② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する委託プロジェクト研究課題、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

- ② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

- ① 評価の対象は、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題とする。

- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、研究を開始した翌年度の末までに実施する。その後は、研究期間に応じて前回の中間評価から2～4年度目の末までに実施する。

(4) 終了時評価

- ① 評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究課題とする。

- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、当該委託プロジェクト研究課題の終了年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

(1) プレ評価

- ① プレ評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-1を原則に実施するものとする。

- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題を担当する研究統括官、研究開発官又は課長等（以下「担当開発官等」という。）が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）からの意見聴取を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップ（評価指針第5の4の②に定めるものをいう。以下同じ。）については別添2-1を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-1の様式に沿って記載する。

イ 担当開発官等は、委託プロジェクト研究課題の概要資料の内容及び事務局による評価案について、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、

所要の修正等を行い、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

- ③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-1の様式に沿って記載する。
- ④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 事前評価

- ① 事前評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-2を原則に実施するものとする。
- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、原則として、委託プロジェクト研究課題の担当開発官等が、実施するものとする。

担当開発官等は、プレ評価等を踏まえ、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の内容、目標及び研究成果の普及・実用化の道筋等について更に詳細な検討を行った上で、当該委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップについては別添2-2を参考として作成し、評価の内容は、別添3-2の様式に沿って記載する。

- ③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-2の様式に沿って記載する。
- ④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。
- ⑤ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、別添3-5の様式を作成し、評価専門委員会に報告の上、公表するものとする。

(3) 中間評価

- ① 中間評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-3を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題を構成する個々の研究課題について、ロードマップに基づいて進捗状況等を点検するとともに、研究開始時点からの当該委託プロジェクト研究課題を巡る情勢の変化等を踏まえ、委託プロジェクト研究課題の継続の適否を検討する。また、継続が適当と認められる場合は、更に研究計画や委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し並びに投入される予算の規模及び配分の見直しの要否等を検討し、以後実施する委託プロジェクト研究課題を適切なものとするよう留意するものとする。
- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、次の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト

研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2-3 を参考として作成することとし、評価案は別添 3-3 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会（研究実施通知第 7 に定めるプロジェクト研究運営委員会をいう。以下同じ。）は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。この際、必要に応じ、受託研究者に出席を求めるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3-3 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

(4) 終了時評価

① 終了時評価は、評価指針第 5 の 4 の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表 2-4 を原則に実施するものとする。この際、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性等について十分な検討を行い当該委託プロジェクト研究課題の終了後に実施される研究成果の普及・実用化に向けた施策が適切なものとなるよう留意するものとする。

② 評価指針第 5 の 4 の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2-4 を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添 3-4 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3-4 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

第 5 追跡調査・検証

1 調査・検証の対象及び実施時期

① 追跡調査・検証の対象は、以下のいずれかに該当する研究成果であって、原則として、成果の公表から 2 年以上 10 年以下のものから選定する。

ア 「農業新技術 200X」（「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成

19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知)に基づくもの)として選定された研究成果

イ ア以外の成果であって、行政部局と連携して普及・実用化を進めることとされた研究成果のうち社会・経済に与える影響が大きいと見込まれるもの

- ② 調査・検証は、原則として、対象となる研究成果ごとにそれぞれ当該成果が公表された年度から2年後、5年後及び必要に応じて10年後の年度のそれぞれ翌年度10月末までに実施するものとする。

2 調査・検証の方法

- ① 追跡調査・検証は、研究企画課の総括の下、成果を出した研究開発を担当する課、研究統括官及び研究開発官並びに成果を出した独立行政法人の所管課が、当該研究成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得て、行うものとする。
- ② 事務局が研究開発の委託、補助等を実施する際には、委託契約書等に追跡調査の実施に関する規定を設ける等の措置をとり、調査・検証の円滑な実施を図るものとする。

第6 評価結果等の公表

事務局長は、第2から第5までの検証・評価結果等について、評価専門委員会において、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権等に配慮して、非公開とすべきと決定された資料を除き、評価指針第9に基づき公表するものとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③のすべてが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③のすべてが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～5の評価項目のすべてがB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	①事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性 ②引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①中間時の目標に対する達成度 ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性はやや低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、達成可能性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、達成可能性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ②制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S：①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い

		C : ①及び②ともに不明確であり、妥当性は低い
--	--	--------------------------

[総括評価基準] (注2)

1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S : 研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。

A : 研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。

B : 研究制度の見直しが必要である。

C : 研究制度は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合(③、④の場合を除く)、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(④及び評価項目の4がBである場合を除く)、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 研究制度の意義	①研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義	<p>S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い</p> <p>A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い</p> <p>B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い</p> <p>C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い</p>
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①最終の到達目標に対する達成度 ②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	<p>S：研究制度の目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究制度の目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い</p> <p>A：研究制度の目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い</p> <p>B：研究制度の目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い</p> <p>C：研究制度の目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い</p>
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	<p>S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い</p> <p>A：①及び②ともに十分に有しており、達成可能性は高い</p>

		B : ①及び②のうち一方が不十分であり、達成可能性はやや低い
		C : ①及び②ともに不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①制度目標達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ②制度目標達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S : ①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A : ①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B : ①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C : ①及び②ともに不明確であり妥当性は低い
<p>[総括評価基準] (注2)</p> <p>1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S : 研究制度は予想以上の成果をあげた。</p> <p>A : 研究制度は概ね目的を達成した。</p> <p>B : 研究制度は目的の達成がやや不十分であった。</p> <p>C : 研究制度は目的の達成が不十分であった。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合(③、④の場合を除く)、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(④及び評価項目の4がBである場合を除く)、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（獨創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のために十分な水準であるか ③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①又は②のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②課題構成、実施期間の妥当性 ③研究推進体制の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確又は③が不明確であり、妥当性は低い
<p>〔総括評価基準〕（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のための十分な水準であるか ③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①又は②のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②課題構成、実施期間の妥当性 ③研究推進体制の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確又は③が不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点で踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

①1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

②1～5の評価項目のうち1項目以上がBである場合（①の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性 ②引き続き国が関与して研究を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①中間時の目標に対する達成度（注2） ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等） ④研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S：①から④のいずれも明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①から④のいずれも明確であり、妥当性は高い

		B：①から④のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から④のうち3つ以上が不明確であり、妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注4）

1～4の観点の踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S：委託プロジェクト研究課題は予想以上に進捗し、高く評価できる。

A：委託プロジェクト研究課題は順調に進捗しており、継続することは妥当である。

B：委託プロジェクト研究課題の見直しが必要である。

C：委託プロジェクト研究課題は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注3）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注4）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 研究成果の意義	①研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①最終の到達目標に対する達成度（注2） ②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い

		B : ①から③のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C : ①から③のいずれも不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S : ①から③のいずれも明確であり、かつ費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い A : ①から③のいずれも明確であり、妥当性は高い B : ①から③のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い C : ①から③のうち2つ以上が不明確であり妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注4）</p> <p>1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S : 予想以上の成果をあげた。 A : 概ね目的を達成した。 B : 目的の達成がやや不十分であった。 C : 目的の達成が不十分であった。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

(注3) 研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

(注4) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価個票（プレ評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の 概要			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性	
②研究制度の科学的・技術的意義	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
①国自ら取り組む必要性	
②他の制度との役割分担から見た必要性	
③次年度に着手すべき緊急性	
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性	
②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性	
③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	ランク：
①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性	
②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
①制度の対象者の妥当性	
②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性	
③投入される研究資源の妥当性	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 1 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
	順位：○/○
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-1に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う研究制度を選定する観点から、プレ評価対象のすべての研究制度における当該研究制度の優先順位を記載。

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（H〇〇年）			
①			
②			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性	
②研究制度の科学的・技術的意義	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
①国自ら取り組む必要性	
②他の制度との役割分担から見た必要性	
③次年度に着手すべき緊急性	
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性	
②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性	
③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	ランク：
①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性	
②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：

①制度の対象者の妥当性

②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性

③投入される研究資源の妥当性

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1-2に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（中間評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（H〇〇年）			
①			
②			

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	ランク：
①事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性	
②引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性	
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
①中間時の目標に対する達成度	
②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	ランク：
①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠	
②アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
①制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
②制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-3に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1-3に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（終了時評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の最終の到達目標（アウトプット目標）			
①			
②			
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（H〇〇年）			
①			
②			

（注）研究制度の主な目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究制度の意義	ランク：
①研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義	
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
①最終の到達目標に対する達成度	
②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	ランク：
①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠	
②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
①制度目標達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
②制度目標達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	

（注）1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-4に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度全体の実績に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1－4に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

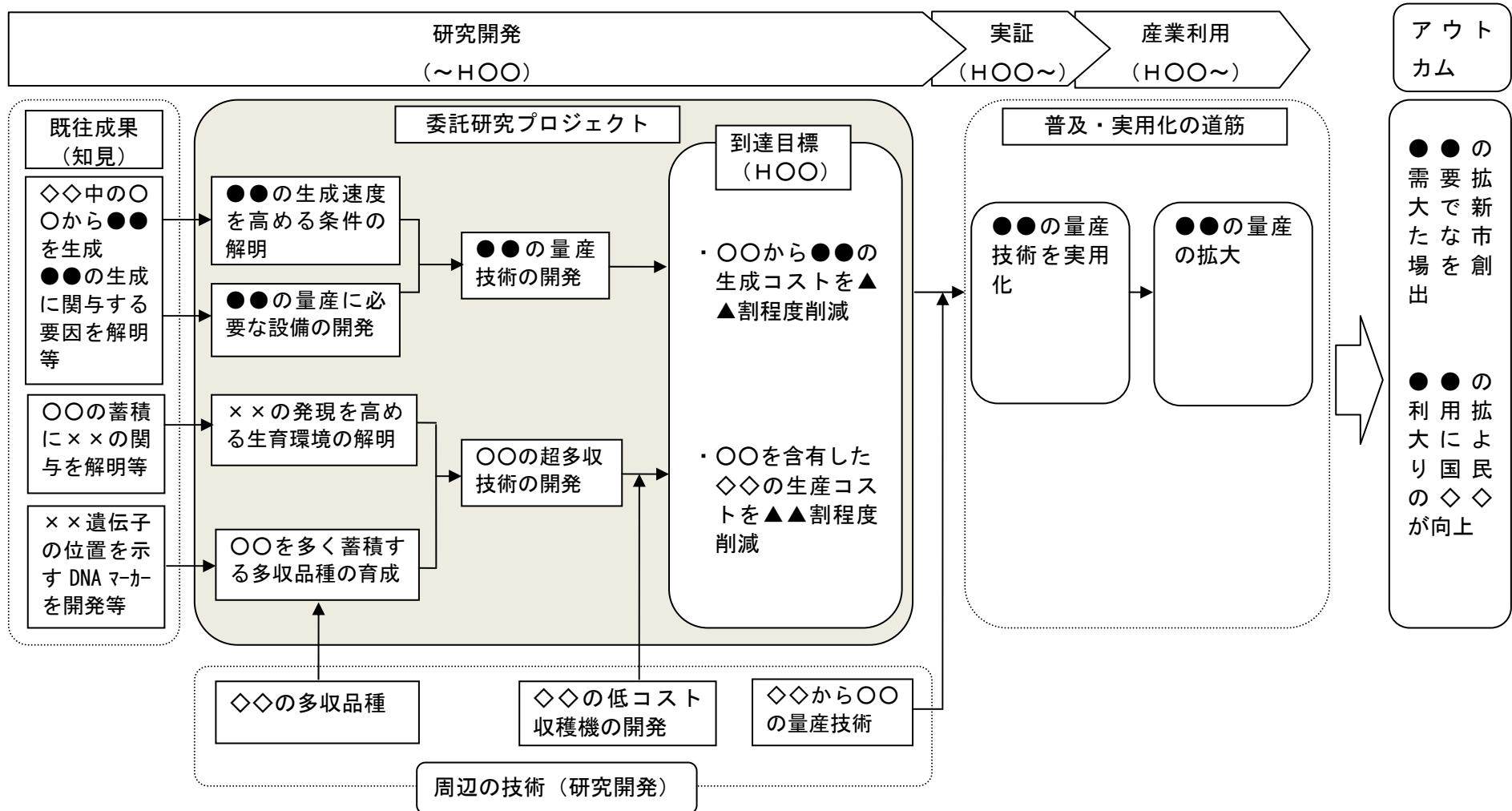
研究制度の概要（更新版）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（H〇〇年）			
①			
②			
事前評価以降の主な変更点			

【ロードマップのイメージ（プレ評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、研究成果の普及・実用化の道筋、アウトカムを表す

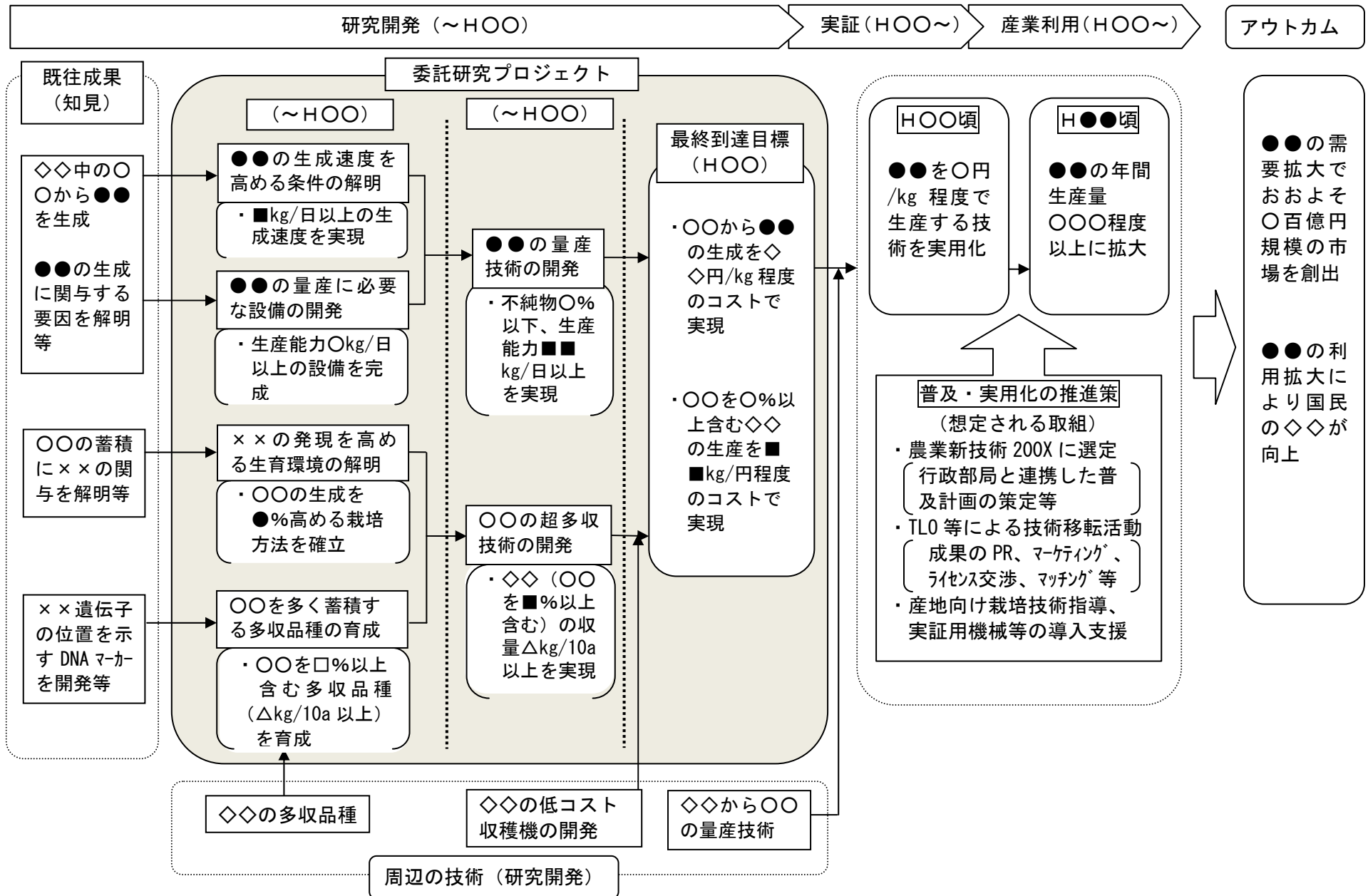
〇〇に必要な◇◇技術の開発（仮称）



【ロードマップのイメージ（事前評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、成果の普及・実用化の道筋と目標、アウトカムを極力数値を用いて表す

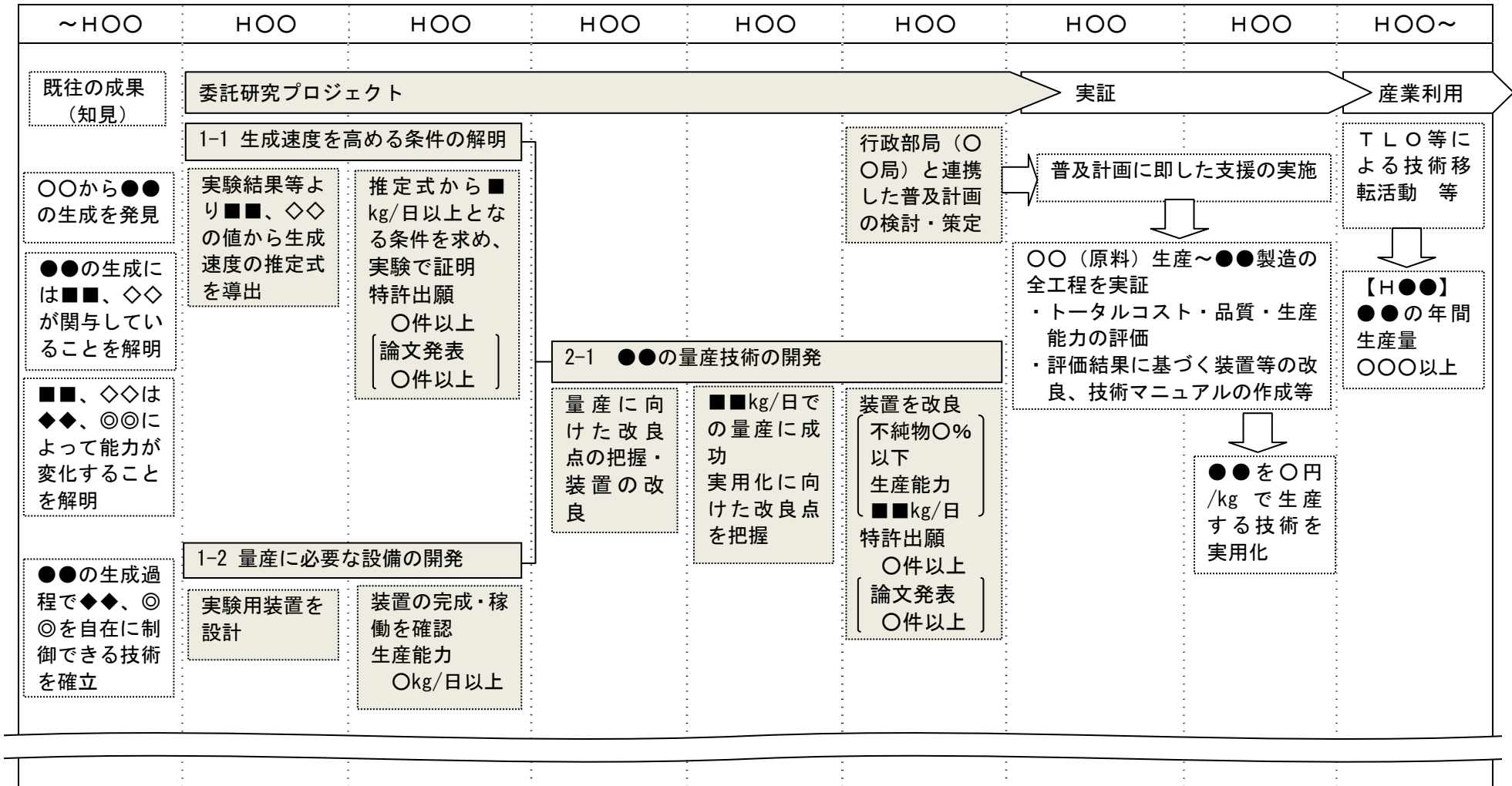
〇〇に必要な◇◇技術の開発



【ロードマップのイメージ（中間評価段階）】

中課題ごとの毎年度（特に中間評価年度）の成果目標、研究成果の普及・実用化の道筋と目標を具体的に示す

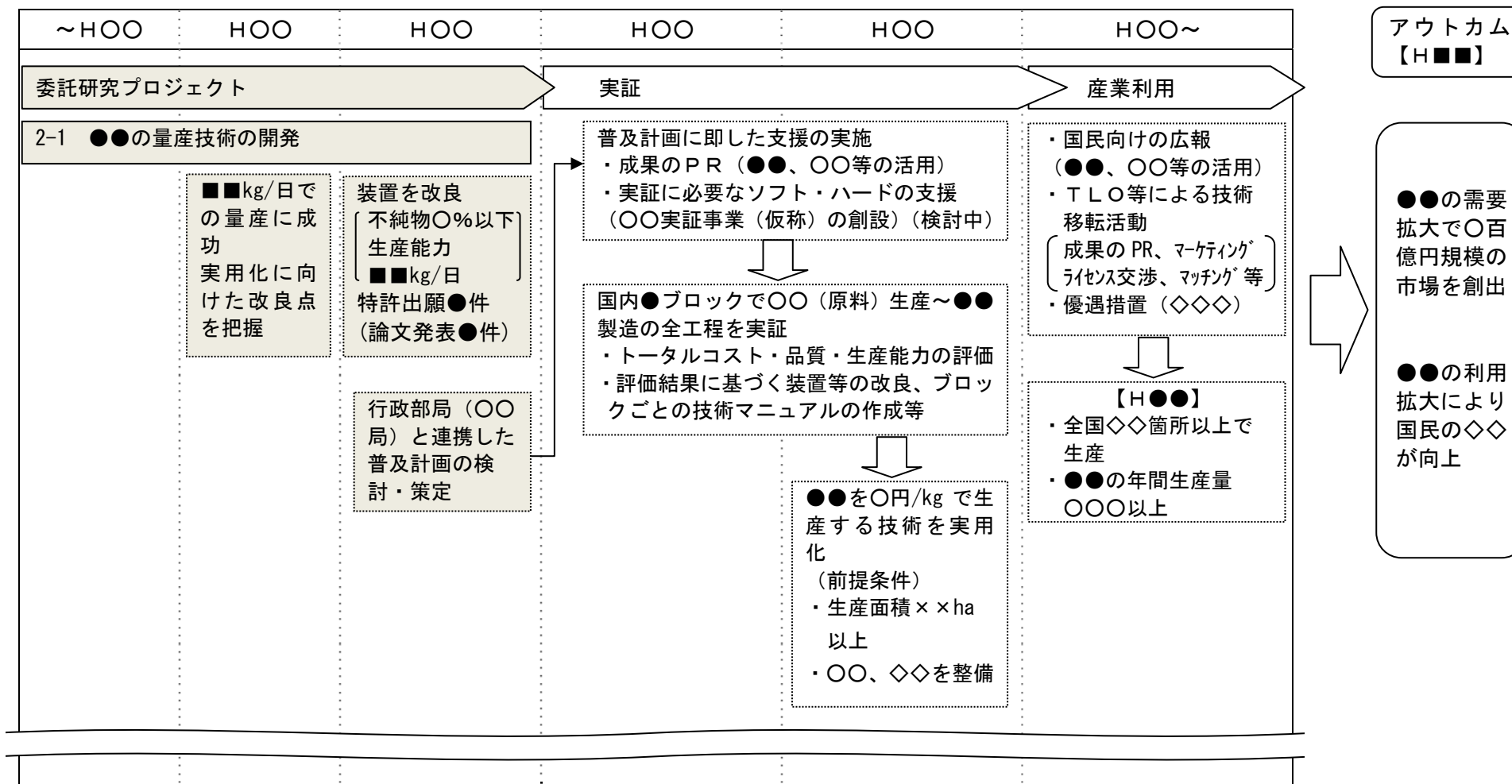
〇〇に必要な◇◇技術の開発



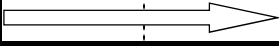
【ロードマップのイメージ（終了時評価段階）】

研究成果の普及・実用化の目標とともに、その対象（ターゲット）、具体的な推進策（メニュー）と取組期間を示す

〇〇に必要な◇◇技術の開発



委託プロジェクト研究課題評価個票（プレ評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇
					
研究課題の 概要					

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性	
②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
①国自ら取り組む必要性	
②次年度に着手すべき緊急性	
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
①研究目標（アウトプット目標）の明確性	
②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のために十分な水準であるか	
③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性	
②アウトカム目標の達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
①投入される研究資源（予算）の妥当性	
②課題構成、実施期間の妥当性	
③研究推進体制の妥当性	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 1 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

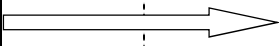
順位：○/○

1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-1に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う委託プロジェクト研究課題を選定する観点から、プレ評価対象のすべての委託プロジェクト研究課題における当該委託プロジェクト研究課題の優先順位を記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（事前評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
					
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
①					
②					

（注）研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性	
②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
①国自ら取り組む必要性	
②次年度に着手すべき緊急性	
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
①研究目標（アウトプット目標）の明確性	
②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のための十分な水準であるか	
③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性	

②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
①投入される研究資源（予算）の妥当性	
②課題構成、実施期間の妥当性	
③研究推進体制の妥当性	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究の実施（概算要求）の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表2-2に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（中間評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
①					
②					

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性	
②引き続き国が関与して研究を推進する必要性	
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
①中間時の目標に対する達成度	
②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性と その実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	ランク：
①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠	
②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
①研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性	

②研究推進体制の妥当性

③研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等）

④研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-3に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 委託プロジェクト研究課題の継続の適否に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表2-3に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（終了時評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
①					
②					
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
①					
②					

（注） 1 及び 2 の目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究成果の意義	ランク：
①研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
①最終の到達目標に対する達成度	
②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性と その実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	ランク：
①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠	
②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
①研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性	

②研究推進体制の妥当性

③研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-4に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 委託プロジェクト研究課題全体の実績に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表2-4に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題の概要（更新版）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
①					
②					
事前評価以降の主な変更点					

（注）必要に応じてロードマップも修正すること。（研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること。）

農林水産技術会議評価専門委員会 委員名簿
(平成30年12月25日～令和2年12月24日)

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
○ おおくろ としや 大黒 俊哉	国立大学法人東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
おかざき えみこ 岡崎 恵美子	国立大学法人東京海洋大学 海洋科学部 教授
◎ しぶや ゆきお 渋谷 往男	学校法人東京農業大学国際食料情報学部 国際バイオビジネス学科 教授
しみず ほづみ 清水 ほづみ	清水牧場
たけだ はるお 武田 晴夫	株式会社日立製作所 研究開発グループ技師長
でがわ とおる 出川 通	株式会社テクノ・インテグレーション 代表取締役社長
とのむら れいこ 外村 玲子	中村合同特許法律事務所 弁護士
なかの えいこ 中野 栄子	株式会社日本経済新聞社 デジタル事業 メディアビジネスユニット 企画委員
はせがわ えりこ 長谷川 恵理子	長谷川農園
まつい かずひこ 松井 和彦	味の素株式会社 アドバイザー
まるた ひろし 丸田 洋	株式会社穂海 代表取締役社長

◎：座長 ○：座長代理